

論文審査の要旨

| | | | |
|---|--------------|----|-------|
| 博士の専攻分野の名称 | 博士（文学） | 氏名 | 川村 悠人 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 | | |
| 論文題目 美文論書バッティカーヴィアの研究 | | | |
| 論文審査担当者 | | | |
| 主査教授 | 小川 英世 | | |
| 審査委員教授 | 後藤 弘志 | | |
| 審査委員教授 | 今田 良信 | | |
| 審査委員准教授 | 赤井 清晃 | | |
| 審査委員国際センター 准教授 | 本田 義央 | | |
| 審査委員京都大学大学院文学研究科 教授 | 横地 優子 | | |
| 〔論文審査の要旨〕 | | | |
| <p>本論文は、宮廷詩人バッティ（6-7世紀頃）が大叙事詩『ラーマーヤナ』を題材としてラーマ物語を描きつつパーニニ文法学の文法規則を例証することを企図して著した美文論書（理論書の機能を持った詩的・修辭的に卓越した文学作品）『バッティカーヴィア』（以下 BhK）の中核をなす文法学部門を考察し、同書の規則例証の方法論的原理と文法学史上の位置づけを解明したものである。</p> <p>序論では、美文の定義、パーニニ文法学の概要、美文と文法学の関係、BhK の注釈書・詩学史上の位置づけ・構成を詳説し、BhK の研究史を概観して問題の所在を明らかにした上で研究の目的と方法を提示している。</p> <p>本論第一章では、BhK の規則例証の目的と様態を考察している。まず、BhK が文法学と正しい言語使用の教示のために同書の教科書的使用を前提していることを指摘する。次に、A 3.1.91 の支配下規則の例証のために定動詞の部と主題の部を設け、動詞語根からの派生形規則に重点を置いていること、主題の部が tripādī 中の規則の例証をもって終わることを指摘し、これらの事実は BhK の構成がパーニニ文法の派生組織とパーニニ文典の構成に立脚したものであることを示すとす。そして、美文性を確保するために規則の全パターンの例証を避けていること、規則及び規則中の項目の順序に合わせて詩節の語を配列していることを指摘している。</p> <p>第二章では、バウマカ（11世紀以前）の美文論書『ラーヴァナールジュニーヤ』との比較考察を通じて BhK の美文論書としての卓越性を論じている。バウマカ作品には物語の流れに沿う形での規則例証に破綻があり、詩的欠陥が多数見出されることを実証している。</p> <p>第三章では、BhK に見出される文法学の伝統を検討している。カーティアーヤナの評釈とパタンジャリが引用する韻文評釈の例証の事実を指摘し、バッティが文法学の伝統に精通しながらも、パタンジャリの解釈に常に従うわけではなく、詩人たることを優先させることを指摘している。</p> <p>第四章では、雑多の部と定動詞の部を考察している。雑多の部は主題の部が扱わない規則や適用対象のパターンを網羅し、内容の面から作品を飾る役割を担い、定動詞の部は多様な定動詞形の使用を通じて定動詞形自体を教示する役割を担うこと、多様な定動詞形の使用は詩学的観点から詩的美質として認められることを指摘している。</p> <p>第五章では、BhK が文法家達に与えた影響を論じている。バットージとナーゲーシャがバッティの非文法的表現 subhru（「美しき眉の女よ」voc. sg. f. 正規形 subhrūh）を正当化しようとする文法家達の試みを全て否定し、文法的な正当化は不可能と考えていること、後者が詩学的観点から正当化していることを指摘し、当該表現を正当化しようとした文法家達の歴史は BhK が権威</p> | | | |

ある準文法学文献として確立されていたことを示すとする。

結論では、完成された文学作品として、動詞語根の派生形規則を例証し多様な定動詞形を提示した点に BhK の核心があり、このことが同書を準文法学文献として確立せしめたとする。

付論では、本論文に関連する BhK 詩節及び二注釈書の翻訳研究を提示している。

本論文は、サンスクリット文学史において独自の地位を占め、準文法学文献として確立された BhK 文法学部門の世界初の本格的研究であり、サンスクリット文化研究に貢献するところ極めて大なるものがある。我国のサンスクリット研究の一つの到達点を示すものとして高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500 字以内とする。